<診断基準>

片側巨脳症の診断基準

A 症状

- 1. 難治のてんかん発作(新生児期から乳幼児期に発症)
- 2. 不全片麻痺
- 3. 精神発達遅滞

B 検査所見

- 1. 血液・生化学的検査所見:特異的所見なし。
- 2. 画像検査所見:早くは新生児期またはその後の頭部 CT/MRI にて患側大脳半球が全体的あるいは部分的 (二葉以上)に巨大化している。
- 3. 生理学的所見:脳波では、患側に焦点性突発性異常波をみることが多い。一見左右差に乏しく、全般性に みえる場合もある。
- 4. 病理所見:大脳皮質構造の乱れ、異型で未熟な神経細胞の多数出現、異所性神経細胞、グリオーシスなどがみられ、神経細胞系およびグリア細胞系両方の分化・遊走・成熟障害と考えられる所見。

C鑑別診断

巨大化しない片側性大脳皮質形成障害、限局性皮質異形成、左右差のある多小脳回、腫瘍性病変(グリア系腫瘍)など。

<診断のカテゴリー>

A 症状のいずれかおよび脳波所見(B3)にて片側巨脳症を疑うが、診断には頭部画像所見(B2)が必須で、診断の原則は患側大脳半球の二葉以上が対側より大きいことである。

<重症度分類>

精神保健福祉手帳診断書における「G40 てんかん」の障害等級判定区分、および障害者総合支援法における障害支援区分、「精神症状・能力障害二軸評価」を用いて、以下のいずれかに該当する患者を対象とする。

| 「G40 てんかん」の障害等級 | 能力障害評価 |
|-----------------|---------|
| 1級程度 | 1-5 すべて |
| 2 級程度 | 3-5 のみ |
| 3 級程度 | 4-5 のみ |

精神保健福祉手帳診断書における「G40 てんかん」の障害等級判定区分

| てんかん発作のタイプと頻度 | 等級 |
|-------------------|-------|
| ハ、二の発作が月に1回以上ある場合 | 1級程度 |
| イ、口の発作が月に1回以上ある場合 | 2 級程度 |
| ハ、二の発作が年に2回以上ある場合 | |
| イ、口の発作が月に1回未満の場合 | 3 級程度 |
| ハ、二の発作が年に2回未満の場合 | |

「てんかん発作のタイプ」

- イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- ハ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- ニ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

精神症状 · 能力障害二軸評価

(1)精神症状評価

〇 精神症状の評価は、知的障害による精神症状の評価を含み、知的障害そのものによる日常生活等の 障害は、「(2)能力障害評価」で判定するものとする。

| 1 | 症状がまったくないか、あるいはいくつかの軽い症状が認められるが日常の生活の中ではほとんど |
|---|---|
| | 目立たない程度である。 |
| 2 | 精神症状は認められるが、安定化している。意思の伝達や現実検討も可能であり、院内や施設等の |
| | 保護的環境ではリハビリ活動等に参加し、身辺も自立している。通常の対人関係は保っている。 |
| 3 | 精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達や現実検討にいくらかの欠陥がみられ |
| | るが、概ね安定しつつあるか、または固定化されている。逸脱行動は認められない。または軽度から |

| | 中等度の残遺症状がある。対人関係で困難を感じることがある。 |
|---|---|
| 4 | 精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達か判断に欠陥がある。行動は幻覚や妄 |
| | 想に相当影響されているが逸脱行動は認められない。あるいは中等度から重度の残遺症状(欠陥 |
| | 状態、無関心、無為、自閉など)、慢性の幻覚妄想などの精神症状が遷延している。または中等度の |
| | うつ状態、そう状態を含む。 |
| 5 | 精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達に粗大な欠陥(ひどい滅裂や無言症) が |
| | ある。時に逸脱行動が見られることがある。または最低限の身辺の清潔維持が時に不可能であり、 |
| | 常に注意や見守りを必要とする。または重度のうつ状態、そう状態を含む。 |
| 6 | 活発な精神症状、人格水準の著しい低下、重度の認知症などにより著しい逸脱行動(自殺企図、暴 |
| | 力行為など)が認められ、または最低限の身辺の清潔維持が持続的に不可能であり、常時厳重な注 |

意や見守りを要する。または重大な自傷他害行為が予測され、厳重かつ持続的な注意を要する。し

(2)能力障害評価

○ 判定に当たっては以下のことを考慮する。

ばしば隔離なども必要となる。

- ① 日常生活あるいは社会生活において必要な「支援」とは助言、指導、介助などをいう。
- ② 保護的な環境(例えば入院・施設入所しているような状態)でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する。
 - 想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する。

 1 精神障害や知的障害を認めないか、または、精神障害、知的障害を認めるが、日常生活および社会生活は普通に出来る。

 適切な食事摂取、身辺の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身辺の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用、趣味や娯楽あるいは文化的社会的活動への参加などが自発的に出来るあるいは適切に出来る。

 精神障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることが出来る。

 2 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。

 「1」に記載のことが自発的あるいは概ね出来るが、一部支援を必要とする場合がある。

 例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。

 デイケアや就労継続支援事業などに参加するもの、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用初れによる。

 □ 開初れてよる。 のままがましているままったます。 には出来るが、地におまる。
 - デイケアや就労継続支援事業などに参加するもの、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことは出来るが、状況や手順が変化したりすると困難が生じることがある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。引きこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切に出来ないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。普通のストレスでは症状の 再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ね出来る。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。
 - 3 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて支援 を必要とする。
 - 〇「1」に記載のことが概ね出来るが、支援を必要とする場合が多い。
 - 例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関等に行くなどの習慣化された外出はできる。また、デイケアや就労

継続支援事業などに参加することができる。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来たしやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。

- 4 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時支援を要する。
 - 〇「1」に記載のことは常時支援がなければ出来ない。
 - 例えば、親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである、自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来たしやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。
- 5 精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんど出来ない。
 - ○「1」に記載のことは支援があってもほとんど出来ない。
 - 入院・入所施設等患者においては、院内・施設内等の生活に常時支援を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身辺の清潔保持も自発的には行えず、常時支援を必要とする。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近 6 ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。